

市側に誠意なしと見た、東交側は早くも二十三日以來、再ストライキの準備指令を頻々と發し、大衆デモによる市長、電氣局長の辭職要求や、幾多の宣傳ビラを撒布して牽制運動を試みた。

この間市當局は譲歩の色なかりしも十月に入りて起債認可問題に絡まり、一齊解雇再採用の根本原則を抛棄せんとする態度に出でたるを以て、組合側も減給率にて、應戰することとなり、五日には、二割賃下反對、職首者の即時復職、罷業中の日給全額支拂等の要求をかゝけるに至つたが、最後の委員會が遂に前記の如き状態となつたため、東交首脳部は七日午前零時二十分、委員會終了に先立つて、七日始車より總罷業斷行の指令を發するに至つた。

宣 言

我等ハ調停委員會デ一ニハ社會的輿論ト全無産大衆ノ支持ニ答ヘ、一ニハ暴案撤回ニ依リ生活ヲ守ル爲メ堂々論陣ヲ展開シ暴案ノ「インテキ」ヲ徹底的ニ暴露シ又市電財政ノ批判究明ヲ行ヒ市電ノ更生ハ公債ノ整理、電力自給、交通統制ナクシテハ絕對ニ不可能ナルトノ結論ニ到達シタ。中立委員又更生委員會ノ設置ニ依リ其ノ更生ヲ圖ラントスルニ意見ノ一致ヲ見、我等ノ更生ニ對スル見解ト合致シタ事ハ喜ビニタヘナイ處デアル。然ルニ調停委員會ノ最後ニ當リ市當局ハ暴案ノ撤回ニ代ルニ三割五分ノ賃下ヲ強要シテ來タ。茲ニ於テ我等ハ賃下ノミニ依ル市電更生ノ無意義ヲ指摘シ近ク開カレントスル市電更生委員會ニ於テコソ徹底的の更生ヲスベキ事ヲ要求シタノデアルガ遂ニ容ルル所トナラズ調停委員會ハ決裂ノ止ムナキニ至ツタ。而シテ我等ハカ、ル暴又暴ヲ以テ挑戰シ來ル當局ニ對シテハ再度總罷業決行ニヨツテソノ反省ヲ求メ公正妥當ナル市電更生ヲ期セントスルモノデアル。ダガ我等ハ再度總罷業決行ヲ決定スルニ際シテハ市民諸君ノ迷惑ト其ノ影響スル所ノ重大ナルヲ考慮シ右顧左盼躊躇巡シタノデアルガ、斯ル頑迷ナル當局ニ對シテハ非常手段以外ニ途ナキニ想到シ茲ニ吾等ハ十月七日始車ヨリ全線一齊ニ再度罷業ニ入ル事ヲ宣言ス

當局ニ於テ深慮熟考スル暴案ヲ撤回シ眞ニ全局的立場ニ於テ市電更生ヲ企圖スルニ於テハ即時罷業ヲ休止スル事ハ云フ迄モナイ。我等ハ再度罷業ノ決行ニ當リ無謀極マル暴案ヲ以テ徒ニ罷業ヲ激發シ、今又常軌ヲ逸シタル賃銀引下ニヨツテ全従業員ノ生活ヲ破碎セントスル當局者ニ對シテハ之ヲ全市民ノ敵デアリ社會不安ヲ殊更激成スル許スペカラザルモノトシテ、我等ト共ニ當局者ノ徹底的反省ヲ求ムベク希クバ更ニ絶大ナル御聲援ト支持ヲ與ヘラレン事ヲ切望スル

東 交 主 腦 部

一方日交側は十月三日、調停委員會不信任、解雇手當受領、初任級引上による解決を内容とする聲明書を發表、四日には東京市會議長を訪問して解決斡旋方を依頼し、更に五日には、電氣局を訪問し「中立案による本給削減反對」の抗議をなした。

二 東交再罷業斷行

再罷業決行に對し首脳部は積極的戰術をとり、職場占領を指令し、七日始發より全線再び總罷業に陥つたが、非乗務部に於ては指令に服せずして就業し、或は東交脱退を聲明する支部もあり、一面新聞紙の論評爭議團に不利に傾いた。

こゝに於て東交は諒解隊を出動せしめたがこの運動も豫期の如き効果もなく、八日には、更に電力部の就業を見、同日の就業者は電車部四六七名、自動車部一四名、非乗務部七四一名計一、三二二名に達し統制稍々亂れた觀があつた。

かく形勢非と見た首脳部は、大衆行動によつて電氣局を威嚇すべく、九日、約一千名の大衆を動員したるも警戒員のため解散を命ぜられ檢束者二百數十名を出した。

これに引續き、九日夜、牛塚市長、澤本助役、山下電氣局長邸を中心として示威運動を行ふことを指令したが、警視廳の事前警戒に、その目的を達することができず、檢束者五百四十名を出したるに過ぎなかつた。

三 日交側は就業して折衝

調停委員會決裂するや日交側は東交の再罷業の例に倣はず、就業しつゝ交渉をなすこととなり、八日及九日の兩回に亘り山下電氣局長と會見し左の解決案を提出した。

一、市電の根本的の更生に關し電氣局理事者並に市會の各派代表及市電従業員代表等を以て市電更生共同委員會を常設すること。

二、更改給を更に適當額まで引上げること

三、罷業中の日給は支給すること